

専門家会議における検討結果について（報告）



特定技能制度及び育成労制度の技能評価に関する専門家会議における検討

- 専門家会議を計8回開催し、19分野の特定技能評価試験・育成労評価試験について検討を行った。

【参考規定】

○基本方針（特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び育成労の適正な実施及び育成労外国人の保護に関する基本方針）
第3の3(2)

育成労外国人に対しては、育成労を終了するまでに、…相当程度の知識又は経験を必要とする技能を修得していることが求められる。…当該技能水準は…技能検定3級等又は特定技能評価試験により確認する。

○試験方針（特定技能制度及び育成労制度に係る試験の方針）
第3の3(1)特定技能評価試験

実技試験は、製作等作業試験により実施するが、分野所管行政機関において製作等作業試験により実施することが困難と認める場合には、判断等試験、計画立案等作業試験、実地試験により実施することも可能とする。

主な指摘事項と対応方針

- 特定技能評価試験については、ほとんどの分野で実技試験を判断等試験（注1）により実施しており、技能を正確に測る観点から検討が必要

① 海外で実施する場合も含め、製作等作業試験（注2）を実施する方向で検討すべき

⇒自動車整備分野（車体整備区分）、航空分野（航空機整備区分）、林業分野において製作等作業試験を実施する

⇒他の分野・業務区分においては、コストや体制の確保の面から現時点で製作等作業試験を実施することは困難

特定技能2号
評価試験

② 製作等作業試験実施が困難な試験についても、計画立案等作業試験（注3）の導入など難易度の適正化を図るべき

⇒全ての分野で計画立案等作業試験の導入及びより実際の工程に即した判断等試験などを導入する

海外受験

特定技能1号
評価試験

全分野

③ 労働安全衛生に関する問題の質を高めるべき

⇒全ての分野で試験問題を作成する際の試験委員に、労働安全衛生コンサルタントなどの労働安全衛生の専門家を1名以上選任する

注1)判断等試験：受験者に対象物又は現場の状態、状況等を原材料、標本、模型、写真、ビデオ等を用いて提示し、判別、判断、測定等を行わせるもの

注2)製作等作業試験：受験者に材料等を提供、貸与等して実際に物の製作、組立て、調整等の作業を行わせるもの

注3)計画立案等作業試験：受験者に現場における実際的な課題等を紙面を用いて表、グラフ、図面、文章等によって提示し、計算、計画立案、予測等を行わせるもの

分野ごとの対応	介護	グリーニング	リビルク	サプライ	サリネン	製造業	工業製品	建設	船舶・造船	自動車	航空	宿泊	運送業	自動車	鉄道	物流倉庫	農業	漁業	飲食料品	外食業	林業	木材産業	資源循環
①	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—
②	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※1 車体整備区分 ※2 自動車整備区分 ※3 航空機整備区分 ※4 空港グランドハンドリング区分

- 育成労の3年目の試験に特定技能1号評価試験を設定している分野・業務区分は、少なくとも国内で行う試験は製作等作業試験の実施を検討すべき

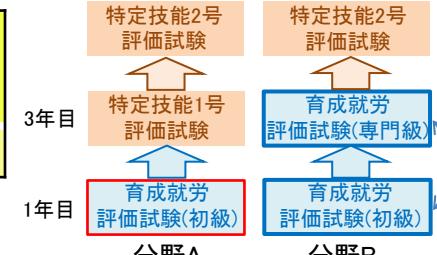
⇒製作等作業試験を実施している育成労評価試験（初級）の合格を必須とし、初級の実技試験の合格基準を8割に引き上げる（元案6割）

分野ごとの対応	介護	グリーニング	リビルク	サプライ	サリネン	製造業	工業製品	建設	船舶・造船	自動車	航空	宿泊	運送業	自動車	鉄道	物流倉庫	農業	漁業	飲食料品	外食業	林業	木材産業	資源循環
			○	○	○	○	○					○		○	○		○	○	○	○	○	○	○

※5 RPF製造区分及び生コンクリート製造区分 ※6 運輸係員区分を除く ※7 飲食料品製造業区分

- 今般の指摘への対応状況を専門家会議で確認した上で施行する必要がある

⇒指摘事項への対応状況は、具体的な試験問題の修正案も含め各試験の開始までに改めて専門家会議において確認・了承を得る



分野A

分野B

59

分野	業務区分	主たる技能	対応する技能実習職種	備考（技能実習制度との異同）	議論回
介護	介護	単一	1職種1作業	技能実習職種同様の育成	④9/9
ビルクリーニング	ビルクリーニング	単一	1職種1作業	技能実習職種同様の育成	④9/9
リネンサプライ	リネンサプライ	単一	1職種1作業	技能実習職種同様の育成	⑦10/29
工業製品製造業	機械金属加工	複数	19職種41作業	技能実習職種に加え、 ビーズ法発泡スチロール成形、プラスチック成形材料製造 を主たる技能に追加	⑥10/6
	電気電子機器組立て	複数	10職種23作業	技能実習職種に加え、 ビーズ法発泡スチロール成形、プラスチック成形材料製造 を主たる技能に追加	⑥10/6
	金属表面処理	複数	2職種3作業	技能実習職種同様の育成	⑥10/6
	コンクリート製品製造	単一	1職種1作業	技能実習職種同様の育成	②6/16
	紙器・段ボール箱製造	複数	1職種4作業	技能実習職種同様の育成	②6/16
	RPF製造	単一	1職種1作業	技能実習職種同様の育成	②6/16
	陶磁器工業製品製造	複数	1職種3作業	技能実習職種に加え、 排泥鉛込み成形 を主たる技能に追加	⑥10/6
	印刷・製本	複数	2職種3作業	技能実習職種同様の育成	②6/16
	紡織製品製造	複数	6職種15作業	技能実習職種に加え、 製網、染色（捺染） を主たる技能に追加	⑥10/6
	縫製	複数	7職種7作業※	技能実習職種（※）に加え、 カーテン縫製 を主たる技能に追加	⑥10/6
	電線・ケーブル製造	単一	×	新たに 電線・ケーブル製造 （業務区分全般）を主たる技能として設定	⑥10/6
	プレハブ住宅製品製造	複数	9職種12作業	技能実習職種同様の育成	⑥10/6
	家具製造	複数	7職種12作業	技能実習職種に加え、 家具組立て、マットレス製造、家具シート縫製 を主たる技能に追加	⑥10/6
	定形・不定形耐火物製造	複数	×	新たに 定形耐火物製造、不定形耐火物製造 を主たる技能として設定	⑥10/6
	生コンクリート製造	単一	×	新たに 生コンクリート製造 （業務区分全般）を主たる技能として設定	⑥10/6
建設	ゴム製品製造	複数	1職種4作業	技能実習職種同様の育成	⑥10/6
	かばん製造	単一	※	技能実習職種同様の育成（※）	⑥10/6
	土木	複数	10職種16作業※	技能実習職種（※）に加え、 鉄筋継手（圧接） を主たる技能に追加	③6/30
造船・舶用工業	建築	複数	19職種27作業	技能実習職種に加え、 鉄筋継手（圧接） を主たる技能に追加	③6/30
	ライフライン・設備	複数	5職種8作業	技能実習職種に加え、 電気設備施工 を主たる技能に追加	③6/30
	造船	複数	12職種22作業	技能実習職種同様の育成	④9/9
造船・舶用工業	舶用機械	複数	14職種26作業	技能実習職種同様の育成	④9/9
	舶用電気電子機器	複数	9職種18作業	技能実習職種同様の育成	④9/9

※ タオル製造（工業製品製造業分野縫製区分）、かばん製造（工業製品製造業分野かばん製造区分）、管路更正（建設分野土木区分）については技能実習職種への追加申請中

（注）表中の「技能実習職種」の語は技能実習2号移行対象職種・作業を指す。

「分野」「業務区分」「備考」欄の赤字は新たに追加するもの（業務区分の追加は切り分けによるものを含み、主たる技能の整備予定は令和7年度時点でのもの）。

「業務区分」欄の緑字は、特定技能2号への移行が可能な業務区分。

「主たる技能」欄の青字は、業務区分全般に係る主たる技能について3年目試験として特定技能1号評価試験を活用するもの。

リネンサプライ分野について、3年目試験についてはリネンサプライ技能評価試験（専門級）から特定技能1号評価試験に訂正。

工業製品製造業分野のプレハブ住宅製品製造区分及び家具製造区分で設定する主たる技能を修正したことに伴い、対応する技能実習対象職種数を訂正。

「議論回」欄の数字はこれまでの専門家会議で議題とした回と日付（②6/16のとき、第2回専門家会議（6月16日開催）で1度議論した業務区分）

分野	業務区分	主たる技能	対応する技能実習職種	備考（技能実習制度との異同）	議論回
自動車整備	自動車整備	単一	1職種1作業	技能実習職種同様の育成	②6/16
	車体整備	単一	×	新たに車体整備（業務区分全般）を主たる技能として設定	⑤9/24
航空	空港グランドハンドリング	-	1職種3作業		⑦10/29
	航空機整備	-	×		②6/16
宿泊	宿泊	単一	1職種1作業	技能実習職種の範囲等を見直し、新たに企画・広報業務を追加した宿泊（業務区分全般）を主たる技能として設定	⑦10/29
自動車運送業	トラック運転者	-	×		③6/30
	バス運転者	-	×		⑦10/29
	タクシー運転者	-	×		⑦10/29
鉄道	軌道整備	単一	1職種1作業	技能実習職種の範囲等を見直し、軌道整備（業務区分全般）を主たる技能として設定	②6/16
	電気設備整備	単一	×	新たに電気設備整備（業務区分全般）を主たる技能として設定	④9/9
	車両整備	単一	1職種2作業	技能実習職種の範囲等を見直し、車両整備（業務区分全般）を主たる技能として設定	④9/9
	車両製造	単一	×	新たに車両製造（業務区分全般）を主たる技能として設定	④9/9
	運輸係員	単一	×	新たに駅係員を主たる技能として設定	④9/9
	駅・車両清掃	単一	×	新たに駅・車両清掃（業務区分全般）を主たる技能として設定	④9/9
物流倉庫	物流倉庫	単一	×	新たに物流倉庫（業務区分全般）を主たる技能として設定	⑦10/29
農業	耕種農業	複数	1職種3作業	技能実習職種の範囲等を見直し、稻作・畑作、施設園芸、果樹を主たる技能として設定	⑤9/24
	畜産農業	複数	1職種3作業	技能実習職種の範囲等を見直し、家畜、養牛、養豚を主たる技能として設定	⑤9/24
漁業	漁業	単一	1職種9作業	技能実習職種の範囲等を見直し、漁業（業務区分全般）を主たる技能として設定	⑦10/29
	養殖業	単一	1職種1作業	技能実習職種の範囲等を見直し、養殖業（業務区分全般）を主たる技能として設定	⑦10/29
飲食料品製造業	飲食料品製造業	複数	7職種8作業	技能実習職種に加え、飲食料品製造業（業務区分全般）を主たる技能として設定	⑦10/29
	水産加工	複数	3職種10作業	技能実習職種の範囲等を見直し、水産加工品製造、水産練り製品製造を主たる技能として設定	⑦10/29
外食業	外食業	複数	1職種1作業	技能実習職種に加え、外食業（業務区分全般）を主たる技能として設定	⑤9/24
林業	林業	単一	1職種1作業	技能実習職種同様の育成	③6/30
木材産業	木材産業	単一	1職種1作業	技能実習職種の範囲等を見直し、木材加工（業務区分全般）を主たる技能として設定	⑤9/24
資源循環	廃棄物処分業（中間処理）	単一	×	新たに廃棄物処分業（中間処理）（業務区分全般）を主たる技能として設定	⑤9/24

（注）表中の「技能実習職種」の語は技能実習2号移行対象職種・作業を指す。

「分野」「業務区分」「備考」欄の赤字は新たに追加するもの（業務区分の追加は切り分けによるものを含み、主たる技能の整備予定は令和7年度時点でのもの）。

「業務区分」欄の緑字は、特定技能2号への移行が可能な業務区分。

「主たる技能」欄の青字は、業務区分全般に係る主たる技能について3年目試験として特定技能1号評価試験を活用するもの。

「議論回」欄の数字はこれまでの専門家会議で議題とした回と日付（②6/16のとき、第2回専門家会議（6月16日開催）で1度議論した業務区分）